

大規模災害発生時における シェアリングプラットフォームの 活用手順に関する手引き

令和6年3月
国土交通省

<目 次>

1. 手引きの趣旨・活用場面について	1
(1) 手引きの趣旨	1
(2) シェアリングプラットフォームとシェアリング倉庫とは（定義）	1
(3) 地方自治体におけるシェアリング倉庫の活用場面	2
2. シェアリング倉庫の活用手順について	4
(1) 予定施設の確認	4
(2) 関係先への照会	4
(3) 倉庫シェアリングプラットフォームを通じた要請	4
(4) 運営協力先の確保	5
(5) 倉庫使用方法の契約内容の確認	5
(6) 管理運営方法の設定	6
(7) 残置物の処理・拠点閉鎖完了手続き	7

1. 手引きの趣旨・活用場面について

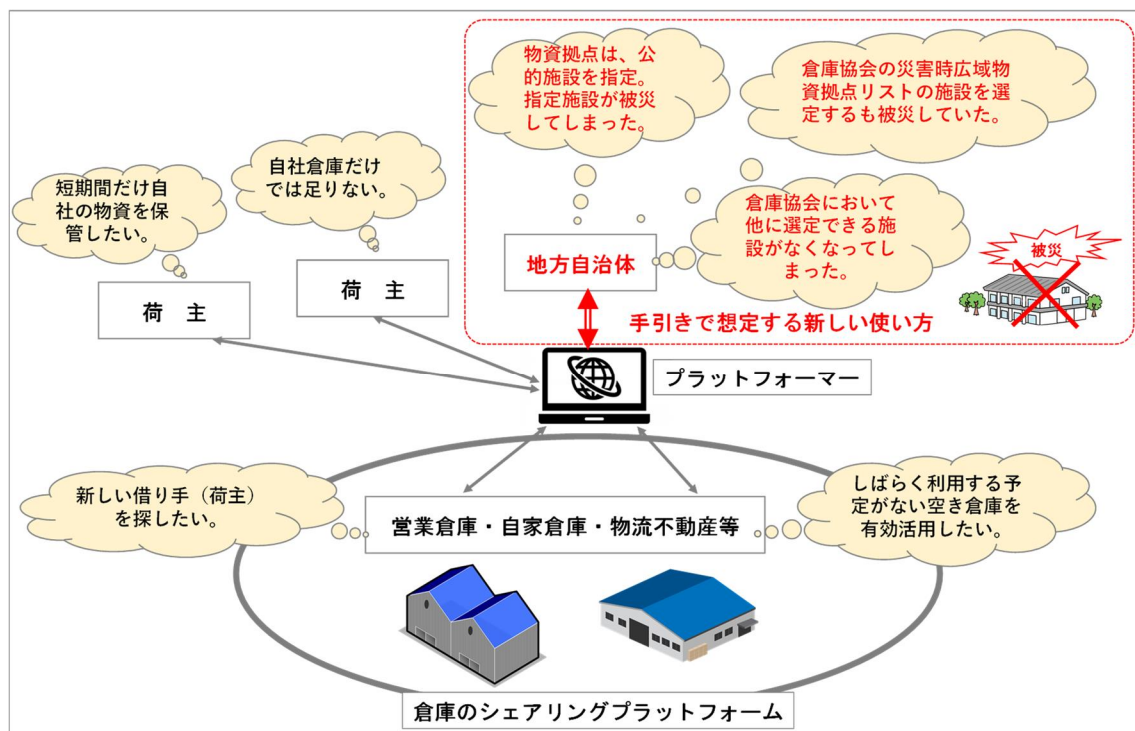
(1) 手引きの趣旨

本手引きは、大規模災害発生後の支援物資輸送において、地方公共団体が使用する物資輸送拠点の確保に際し、公的施設等の使用予定施設が被災等により使用できない場合で、かつ倉庫協会の施設等も使用できない場合のバックアップとして、Web 上での検索システムを通じたシェアリング倉庫を活用する時の手順・留意事項をとりまとめたものである。

また、国土交通省「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（改訂版）」（令和5年3月）において、広域物資輸送拠点の開設に関するオペレーションの基本的事項は記載されており、本手引きは、ハンドブックを補完するものである。

(2) シェアリングプラットフォームとシェアリング倉庫とは（定義）

- 倉庫シェアリングプラットフォーム：一時的に物資を保管したい荷主側のニーズと空いている倉庫を有効活用したい倉庫側のニーズを、インターネット等を介してマッチングするサービスをいう。またその運営者をプラットフォーマーという。
- シェアリング倉庫：上記のプラットフォームで提供されている倉庫をいう。

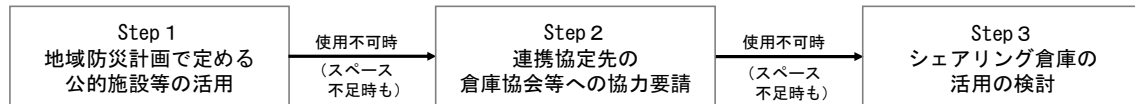


（３）地方自治体におけるシェアリング倉庫の活用場面

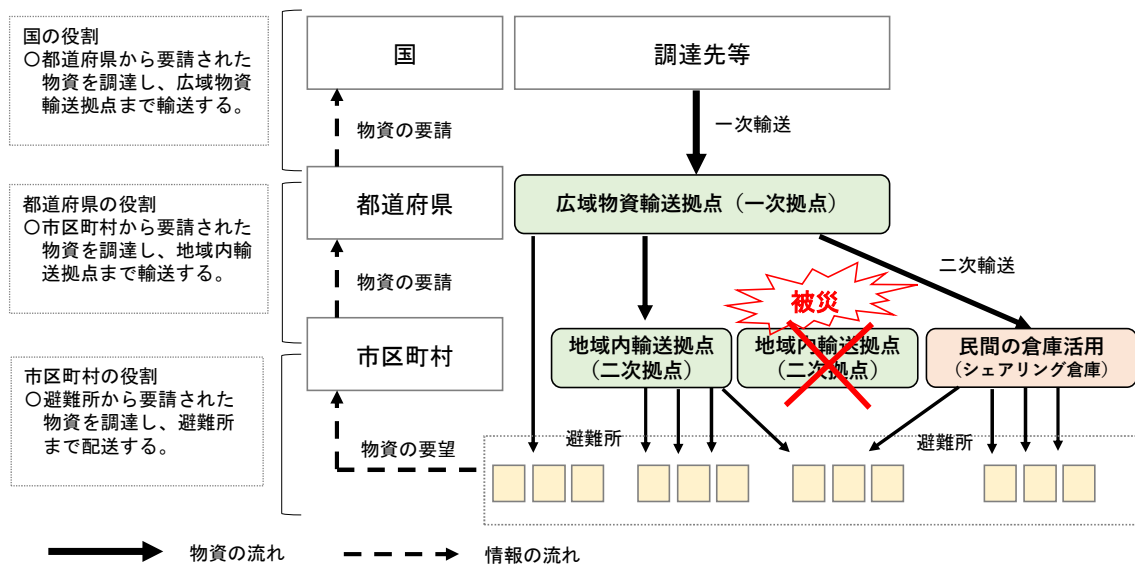
ア）想定場面

地域防災計画に位置づけている施設や協定締結先の倉庫協会の施設等が被災などにより使用できない場合で、シェアリング倉庫を活用するケースにおいて、本手引きを参照してください。

○物資輸送拠点の確保の流れ



○支援物資の流れ・関係者の役割分担



資料：国土交通省「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（改訂版）」（令和５年３月）の図表「支援物資の流れ・役割分担等」を参照し作成

イ) 都道府県・市区町村それぞれの物資輸送拠点開設時の活用場面

都道府県 (一次拠点)	発災直後、国等からの支援物資の広域物資輸送拠点を確保する際に、地域防災計画等で定めた拠点施設が被災し、使用できない場合、また、協定締結先の倉庫協会への照会だけでは、広域物資輸送拠点のスペース確保が難しいと判断される場合に、シェアリング倉庫を活用。
市区町村 (二次拠点)	○市区町村が自ら確保する場合 市区町村において、地域内輸送拠点を確保する際に、地域防災計画等で定めた拠点施設が被災し、使用できない場合、また、都道府県等への照会だけでは、地域内物資輸送拠点のスペース確保が難しいと判断される場合に、シェアリング倉庫を活用。
	○都道府県が市区町村からの要請を受けて確保する場合 都道府県が有する施設や協定締結先の倉庫協会への照会だけでは、スペース確保や運営の人員確保が難しいと判断される場合に、シェアリング倉庫を活用。

ウ) (都道府県・市区町村共通) 滞留物資の対応と物資輸送拠点施設の平常時運用への切替時の活用場面

支援物資の輸送が一段落し、物資が大きく減少する1カ月程度経過した段階では、広域物資輸送拠点（一次拠点）や地域内輸送拠点（二次拠点）の機能は変化する。この段階の輸送拠点は、支援物資と避難所等のニーズとの間でミスマッチのあった支援物資の滞留があり、中長期的な保管へと機能転換する。また、物資輸送拠点として使用を選択した施設が体育館等の公的施設の場合、公的施設を早期に平常時運用に切り替えていくため、シェアリング倉庫を活用することも考えられる。

2. シェアリング倉庫の活用手順について

(1) 予定施設の確認

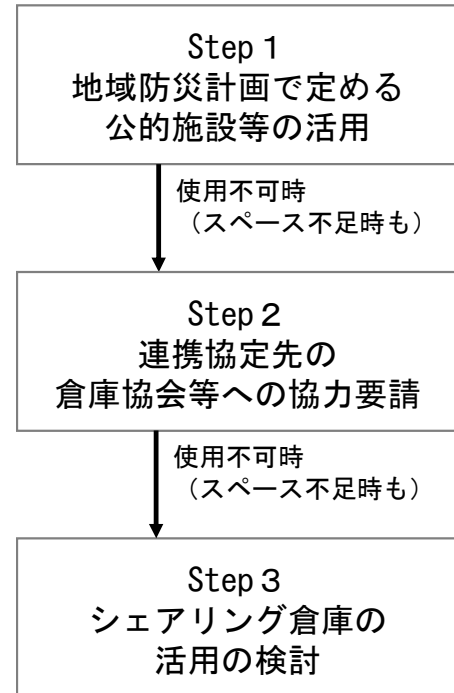
地方自治体の物資輸送担当は、災害発生後は地域防災計画等に指定された物資輸送拠点の被災状況を確認する。指定された物資輸送拠点が被災し、使用できないと判断した場合、関係先への照会を行う。

照会を行う際には、地域の被災状況（避難者数等）から、必要とする物資量（必要保管面積）等を報告できるよう推計しておく。

(2) 関係先(倉庫協会等)への照会

物資輸送拠点の確保のため、協定締結先の倉庫協会等に照会を行う。市区町村の場合は、都道府県を通して、照会を行う。

関係先(倉庫協会等)への照会により、物資輸送拠点の確保が難しいと判明した場合、また、スペースが不足する場合や確保に時間を要することが判明した場合、地方自治体は、シェアリング倉庫の活用を検討する。



(3) 倉庫シェアリングプラットフォームを通じた要請

地方自治体は Web 上の検索システムを通じ、使用可能なシェアリング倉庫の抽出を行う。

シェアリング倉庫を提供しているサイトは以下の表に示すように複数あり、それぞれ登録倉庫数も異なることから、これらサイトの中から、被災自治体において条件に適した倉庫の抽出を行う。

倉庫シェアリングプラットフォームは、登録者でなければ使用できない構造となっている場合があるが、登録者ではない初めて利用するケースでも無料での照会は可能となっている。災害時の緊急要請という趣旨からサイト運営者に対して照会を行ってください。

プラットフォーム	WareX	ロジセレクト	souco	ロジザード ZERO	ユアロジ
URL	https://warex.ai/	https://logiselect.oshiiro.co.jp/	https://www.souco.space/	https://monoful.co.jp/	https://www.yourlogi.com/
運営会社	Gaussy 株式会社	押入れ産業株式会社	株式会社 souco	株式会社モノフル	株式会社シーアールイー
登録倉庫数	1,400 件以上	170 件以上	2,000 件以上	100 件以上	580 件以上
備考	倉庫シェアリング事業、輸送手配サービス等対応	即利用可能な倉庫の検索サービス。契約・取引は荷主が直接実施。	倉庫シェアリング事業、ソフトウェアサービス事業等対応	中心は、求貨求車マッチングの運用	物流施設の提供に加え、庫内オペレーション、配送管理等のコンサル業務等対応

（４）運営協力先の確保

シェアリング倉庫の抽出にあたっては、災害時における倉庫作業員の確保、営業倉庫・自家倉庫の違い、保管と運送の違いなどについて留意し、運営協力先の確保が必要である。

○災害時における倉庫作業員の確保

災害時には、倉庫内作業者が被災している可能性があり、倉庫提供者側にて十分な体制が整えられるのか、確認が必要である。

○営業倉庫と自家倉庫の違い

営業倉庫は、他社の荷物を入荷・保管・出荷する業務を行うことで対価を得る。一方の自家倉庫は、通常自社の荷物を取り扱うことを基本とするため、他者の荷物取り扱う環境を十分に有しない場合がある。（例えば、情報設備やフォークリフト等の資機材、搬出入口等の施設形状などに制約があるなど。）

⇒これら施設の特徴を理解し、緊急物資の取扱いに適した施設選択が必要である。

○保管と運送の違い

倉庫内作業は「倉庫提供者」にて行うことができるが、避難所等への物資の運送については、別途運送事業者等を確保する必要がある。（運送の手配まで行うプラットフォームもある。）

⇒庫内作業（保管）だけでなく運送の手配も併せて対応する必要がある。

（５）倉庫使用方法の契約内容の確認

上記（４）で記述している内容を考慮したうえで、倉庫には、「営業倉庫」と「自家倉庫」の区分があり、それぞれ契約の種類などが異なることから、地方自治体に応じて条件に適した倉庫を選択する必要がある。契約にあたり、選定プロセス・適正価格、契約期間の設定、後述の管理運営に関する事項を明確にしたうえで、契約を行う。

○営業倉庫・自家倉庫の契約構造

	営業倉庫の場合	自家倉庫の場合
契約種類	寄託契約	賃貸借契約+庫内作業業務委託契約
保管責任	倉庫提供者	倉庫利用者
倉庫内作業	倉庫提供者	倉庫提供者
契約相手	プラットフォーム（情報提供のみで倉庫提供者と直接契約を結ぶプラットフォームもある。）	
メリット	倉庫業法の登録を受けた事業者であるから、検品・ピッキング・仕分け等の対応まで実施可能。	プラットフォームに登録された倉庫の数が多い。
デメリット	プラットフォームに登録された倉庫の数が少ない。	保管責任が倉庫提供者にはないため、損害保険等の対処が必要。

○必要経費の事前検討の必要性

災害時の支援物資物流に関する費用は、原則として被災した地方自治体が負担することになるが、災害救助法の枠組みによって、国・被災都道府県・被災市区町村が分担する体制となる場合がある。災害救助法の適用範囲には「救援用物資の整理配分」が含まれ、その限度額は「当該地域における通常の実費」とされている。過去の災害では、地方自治体職員が災害救助法等の枠組みを十分に理解しておらず、支援物資物流に関する費用を過度に想定していたため、民間事業者への委託が円滑に行われなかった例があり、そのような事態を回避することが望まれる。

地方自治体においては、平時の段階から、シェアリング倉庫の活用を見込み、事前にどの程度の費用となるか検討しておくことが望ましい。

○契約期間・スペースの設定

地方自治体における物資輸送拠点の使用期間は、被災規模や避難者の避難状況、利用できる施設の確保状況により、大きく変動する。避難者が長期避難を余儀なくされる被災規模が大きい自治体の場合は、義援物資を含め取扱い物資量が拡大することで、滞留する余剰物資も増えることから、保管スペースの規模も連動して拡大し、確保期間も長期化してしまう。

倉庫選択時・契約時には、取扱量に応じた保管料の設定、期間設定の自由度の高い物件選択などの契約行為が重要である。

（６）管理運営方法の設定

倉庫の使用条件と併せて、具体的な物資の管理運営方法（保管数量管理・ピッキング・仕分け等）、保管責任の所在等について確認する。

○業務範囲（倉庫利用者＝地方自治体／倉庫内作業員（倉庫提供者）／運送事業者）

関係者間の具体的な業務分担を整理する必要がある。分担内容を確認しながら、地方自治体職員の常駐の必要性、情報伝達方法、使用できるツールの有無、資機材の確保方法などについて、整理する。

主体	分担内容（例）
倉庫利用者＝地方自治体	入荷・出荷指示、在庫数量の管理
倉庫内作業員（倉庫提供者）	入荷・出荷作業（車両積み下ろし作業含む）、 在庫数量の管理・報告 ピッキング・仕分け・搬送準備
運送事業者	物資の搬送

※自家倉庫の場合、庫内作業の範囲は業務委託契約による。倉庫内作業員の体制等により実施できる範囲が個別に異なることがある点に注意する必要がある。

○保管責任

営業倉庫と自家倉庫では、保管責任の所在が異なる。営業倉庫の場合は倉庫提供者に保管責任があるが、自家倉庫の場合は、倉庫利用者（地方自治体）に保管責任があるため、地方

自治体は使用する倉庫の盗難防止対策の状況確認と火災保険等の加入が必要である。一方、倉庫内作業を行う倉庫提供者側においては受託賠償・施設賠償の保険の加入によって、保管責任に係る責任を分担することが重要である。

（７）残置物の処理・拠点閉鎖完了手続き

避難所が閉鎖され、災害復旧の目途が立った段階では、物資輸送拠点の閉鎖を行うことになる。

閉鎖の段階では、義援物資と避難者ニーズの需給ギャップから余剰物資の発生が予想されるため、残置物の処理、使用開始時の原状復帰を行い、倉庫の引き渡し、費用の清算事務を行う。

３．事前準備の必要性について

○地域防災計画に定める支援物資輸送計画の事前確認の重要性

都道府県や市区町村の支援物資輸送を担当する職員は、災害発生時に迅速に行動できるよう自身の地域防災計画において支援物資輸送の拠点確保と運用方法について事前確認することが重要である。

地域防災計画で指定している支援物資拠点は、被災するリスクがないか、避難所や応急仮設住宅用地など他用途で使用される可能性がないか、また、使用予定施設が使えない場合の支援要請先となる倉庫協会等の協定先情報が明確になっているかなど、計画内容を事前確認することが重要である。

○倉庫シェアリングプラットフォームの事前確認

倉庫シェアリングプラットフォームは上記予定する支援物資拠点が使用できない場合のバックアップとして活用することになる。緊急時に初めて倉庫シェアリングプラットフォームを使用する状況では、迅速な対応は難しいため、地域防災計画の再確認とあわせて、平常時に倉庫シェアリングプラットフォームに接続し、その情報提供内容を閲覧しておくことが重要である。可能であれば、自身の地域で使用できそうな倉庫リストの照会をプラットフォームに対して行い、使用を想定した契約内容や手続きの流れなどを事前確認しておくことが重要である。

地方自治体において支援物資輸送に関する訓練を行う際には、倉庫シェアリングプラットフォームを使用する机上訓練の実施することも望ましい。